



議長席から見た議場



傍聴者受付



議員席

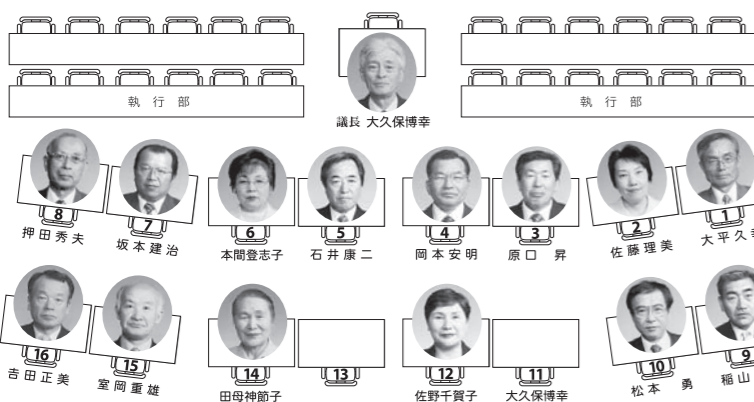


執行部席



傍聴席から見た議場

議場の席はこうなっています



一般質問ってなんですか？

住民生活にかかわる問題等について、議員が政策提案も含めて行う質問です。

Q 質問をする順番はどう決めるの？

A 通告書^①の順番です。

Q 質問について何か制限はある？

A 町政に関するものであれば、質問の内容に制限はありません。なお、1人当たりの持ち時間は寄居町では60分以内と決められています。

Q だれが質問に答えるのですか？

A 内容に応じて、町長・副町長・教育長・担当課長が答弁を行います。

^①「通告書」とは
議員は、一般質問を行う項目について、あらかじめ議長に提出します。この提出順が質問の順番になります。

皆さんの代表がどんな質問をするのか、実際に議場でごらんになりませんか？

傍聴はどなたでもできます

議会の傍聴を希望される方は…

- ①エレベーターで本庁舎4階へ上がってください。降りて正面が傍聴席入り口です。
- ②傍聴受付簿に住所・氏名・年齢を記入し、議案資料と注意事項の紙を受け取って入場してください。
- ③座席は自由です。全部で51席（車椅子専用5席を含む）あります。

注意事項

議会での発言に対し、賛否を表明したり、議事進行の妨害となるようなことは禁じられています。

- ※ほかに…
- ・写真撮影や録音をしない。
 - ・携帯電話の電源はOFFに。
 - ・みだりに席を離れない。
 - ・飲食・喫煙をしない。
 - ・帽子・襟巻き類は着用しない。



寄居駅北回から見た庁舎



滞納整理強化期間のポスター

総合特区制度に対する町の考えは



いなやまよしふみ 稲山良文 議員

答弁→ 当面は事態の推移を見守っていきます

問 総合特区制度^①は現在国会で審議され、23年4月から推進される経緯となっていますが、この制度について町長の所見を伺います。

答 総合特区制度については、制度設計のための意見募集を行い、県においても9月17日に4つの構想を提案しています。

現在制度の設計を行っている段階であり、どのような制度として完成されるのか明確に見えていませんが、制度の使い方においては新たな町の発展に寄与するものと想定しています。

当面は、事態の推移を見守っていきたく考えています。

この制度に該当する事業は

問 この制度に該当する事業があるのか、あればそれはどのような事業なのか伺います。

答 現在は提案を求めた段階であり、それらが制度にどの程度反映されるのか不明なため、具体的な事業名はお答えできる段階ではありません。

問 当町は、その制度に申請するお考えがあるのか伺います。

答 町としては、活用できる制度が創設された場合には活用を検討することになろうかと思えます。

問 この制度には、どのような利点があるのか伺います。

答 制度の具体的な内容が不明なので、お答えできる状況にありません。

^①「総合特区制度」とは

地域の自立的な取り組みに基づく個性ある地域の活性化等の観点から設けられる制度。特区に認定されると、複数の規制の特例措置や税制・金融・財政上の支援措置を受けることができます。

低い寄居町の納税率、最近の状況は



おしだひでお 押田秀夫 議員

答弁→ ここ5年間では、88～91%で推移しています

問 平成21年度の「県内市町村民税の納税率一覧（埼玉新聞）」によると、寄居町の納税率は88.2%で、県内64市町村中52位、24町村中23位です。最近の収納状況の変化について伺います。

答 ここ5年間を見ると、88～91%で推移しています。

問 他の町村と比べて低いのはどうしてですか。

答 今までの滞納繰越分の額が多く、その納税率が低いのが一番の原因です。

問 税込確保のために、どのような対策を講じてきたのですか。

答 納税電話催告ならびに休日臨宅徴収の実施、預金・給与・動産・不動産等の差し押さえ処分（差し押さえた動産はインターネット公売）です。また、高額滞納者対応は、県税務職員と合同で滞納整理や直接徴収を行っています。

さらなる納税率アップのために

問 さらに納税率をアップするために、どのような方策が考えられますか。

答 土日祝日や夜間の納付時間の拡大及び身近な納付場所を確保するため、コンビニエンスストアでの納税を実施します。

11月からの3ヵ月間は県内一斉で「滞納整理強化期間」として納税の働きかけを行うとともに、滞納処分を強化します。

さらに、県税務職員の長期派遣制度の活用を検討し、高額滞納者などの対応を計画的に実施します。

個人住民税納付 総合特区制度